

## 平成 31 年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第 1 条 知事は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（茨城県内の中等教育学校及び高等学校，専修学校を設置する学校法人をいう。以下「学校法人」という。）が行う生徒の入学金軽減事業の助成をするため、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 10 条の規定に基づき、学校法人に対し、入学金軽減事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業及び補助対象者，補助額は，次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象者	補助額
学校法人が、茨城県内の中等教育学校後期課程及び高等学校全日制課程，専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒に対して平成 31 年度に行う入学金軽減事業で次の全てに該当する事業  1 別表に定める事由に該当する生徒を対象としていること。 2 平成 31 年 4 月 1 日以降の入学生及び転入学生，編入学生を対象としていること。 3 高等学校等において別表に定める事由以外で入学金の納付を免除している者（入学金相当の奨学金を受けている者を含む。）を対象としないこと。 4 これまでに入学金に係る補助金（他都道府県等の補助も含む。）を受けたことのある者を対象としないこと。	左の事業を行う学校法人	平成 31 年度において，本来納付すべき入学金に対し，学校法人が軽減を行った経費（別表に定める補助限度額を超える場合にあっては，別表の補助限度額）

### (補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする学校法人は，平成 31 年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出し，その承認を得なければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定をしたときは、平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助交付決定通知書（様式第2号）により、その内容を学校法人に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 第4条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金遂行状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができる。

(支払)

第9条 知事は、補助事業者に対し、第4条第1項及び第6条第2項の規定により決定した補助金の額を支給する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、平成32年（2020年）3月31日までに平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 補助金の額の確定の通知は、平成31年度茨城県私立高等学校等入学金軽減事業費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の確定をした場合において、すでにその額を超える補助事業費が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項の期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4条第1項及び第6条第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が本要項に違反した場合

(2) 補助事業者が補助事業費を他の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業費に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

4 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利14.5パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及

び第3項の規定を準用する。

6 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(帳簿等の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表（要項第2条関係）

区分	入学時における収入等の状況	該当事由	補助限度額
収入区分Ⅰ (生活保護)	生活保護法第6条第1項に該当する者	高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の支給対象者で2.5倍加算の対象者	96,000円 (76,000円)
収入区分Ⅱ	保護者等が市町村民税所得割を課されない者		
収入区分Ⅲ	保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の額の合計額が85,500円未満である者	高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の支給対象者で2倍加算の対象者	96,000円 (76,000円)
収入区分Ⅳ	保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の額の合計額が85,500円以上257,500円未満である者	高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の支給対象者で1.5倍加算の対象者	48,000円 (38,000円)

※補助限度額の（ ）については、専修学校高等課程の額。